波佐見町と長崎国際大学との包括連携に関する協定書

波佐見町と長崎国際大学は、相互の連携協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、波佐見町と長崎国際大学が、相互の教育資源を活用した連携を 推進することで、地域の教育振興・研究機能の向上、歴史文化の振興・地域連携及 び人材の育成・交流に寄与することを目的とする。

(連携事項)

- 第2条 両者は次に掲げる事項について連携推進する。
 - (1) 教育振興・研究に対する支援・協力に関すること。
 - (2) 歴史文化行政の振興並びに地域連携の取組みに関すること。
 - (3)人材の受入・育成・輩出に関すること。
 - (4) 審議会委員の派遣等、町政運営の協力に関すること。
 - (5) その他本協定の目的を達成するために必要な事項。
- 2 前項に基づく連携の具体的内容については、両者の協議によりその都度定めるものとする。

(有効期間)

第3条 本協定は、協定締結の日から発効し、両者のいずれかの申出に基づき、解消 の合意が成立したときに終了する。

(その他)

- 第4条 両者はこの協定内容を誠実に履行するものとし、この協定に定めのない事項 又は疑義が生じた事項については、その都度、両者が協議して定めるものとする。
- 第5条 この協定書は2通作成し、両者署名のうえ、それぞれが1通を保有する。

平成 30 年 10 月 26 日

波佐見町

長崎国際大学

町長

学長